

交番速報



N0.56号

令和7年6月17日発行

責任者 交番長

作成者 交番長

飲んだら乗るな！乗るなら飲むな！

掛川市内

飲酒運転事故発生しています！



自動車も自転車もお酒を飲んだら運転しない！

厳しい罰則

酒酔い運転

酒気帯び運転

刑事罰

5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

運転免許
行政処分

取消処分
(欠格期間3年)

取消処分(欠格期間2年)
又は停止処分



近いから警察にはばれないだろう…
交通事故を起こさなければ大丈夫…

飲酒運転による重大事故が発生しています。
飲酒運転をして事故を起こせば、被害者だけでなく、運転者が受ける

「多額の賠償金、解雇など社会的地位の喪失、
家庭崩壊 等」

の影響によって、大切な家族
も不幸にしてしまいます。

飲酒運転は

許しません！

